

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する  
関係府省庁連絡会議 運営要領

令和 7 年 6 月 26 日  
予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検  
・見直しに関する関係府省庁連絡会議議長決定案

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 会議は、原則として、非公開で行うこととする。
- 2 会議の議事要旨は、原則として、公開とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- 3 会議で配布された資料は、原則として、公開とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。